

第 21 期第 6 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 6 月 23 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階「議会第 6 会議室」

議 題

1 協議事項

(1) 多摩川におけるしじみ採捕の承認について (資料 1)

2 報告事項

(1) 令和 3 年のアユの漁況について (資料 2-1, 2)

(2) 令和 3 年度目標増殖量等の公報掲載について (資料 3)

3 その他

(1) 令和 3 年 9 月の委員会開催日程について

(2) その他

[配付資料]

全国内水面漁場管理委員会連合会会報 No. 112

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、中川技師

議 事

滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

まず、委員の皆様の出席状況でございますが、本日は委員 10 名中 10 名の出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第 6 回の委員会を開会します。

(井貫会長)

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局や水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題は、協議事項が 1 件、報告事項が 2 件とその他となっております。

それではまず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。本多委員と津谷委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、協議事項 (1) の「多摩川におけるしじみ採捕の承認について」を議題とします。事務局、水産課から補足はありますか。

ないということですので、本件について御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

安藤委員

今回の場所は第一種共同漁業権の場所になりますが、東京都の大田漁協と川崎河川漁協の共有の漁業権ということで、互いに多摩川の真ん中の県境を越えて、お互いどちらでも漁をしてもいいよということでしょうか。

それから、東京都のこの件に関する委員会指示を見ると、ごく単純で遊漁者の採捕を拒んではならないとしか書いてなく、神奈川県みたいに細かい規定はないんですね。ということは、今回の承認申請は、東京都の委員会指示については要らないということになると思うんです。それで神奈川の方には出しているんだと思うんですけど。そういうことでよろしいですね。

事) 高安主査

はい。そのとおりです。

事) 角田代理

補足しますと、神奈川県は委員会指示で規制されているものを東京都の特別採捕許可ということで、そちらの方は許可申請がされていると聞いています。

安藤委員

委員会指示についてはないですね。

事) 角田代理

はい。

安藤委員 分かりました。それで神奈川県内水面漁場管理委員会の承認する区域ということになるのですが、神奈川県側だけと考えるとよろしいのでしょうか。申請の図面とか調査箇所を図を見ると、特に川の真ん中のいわゆる都県境ラインがなくて、全体に満遍なく示してあるのですが、あくまでも、ここにおける承認は都県境から神奈川県側だけについての承認だということではないですか。

事) 角田代理 そういうことになります。図面の方はいろいろなところに出しますので、共用という意味合いで調査区域全域の図面になっていますが、審議の方としては今委員おっしゃったとおりになります。

安藤委員 分かりました。それを踏まえての話ですけれど、そうすると採捕量が10キロというふうに出ているのですが、この採捕量10キロというのは、この調査全体の採捕量ではなくて、あくまでも都県境から神奈川県側だけの採捕量が10キロということではないでしょうか。

事) 高安主査 申請者側の方で、併せて県の水産課の方に特採の申請も出されていて、そちらの方にも採捕重量とか確認するところがございます、こちらの方の承認に関してはそれと併せる意味で、しじみだけではなくて全体としてということ聞いております。

安藤委員 そうするとこの調査の報告書が上がってきたときに何キロって、上がってきますよね、それはあくまでも川の真ん中からこっち側の採捕量ということではないですかね。ちょっと今までいくつかこういう報告があったんですけど、その辺が判然としなくて、東京側、要するにここの承認の対象でない区域と承認の対象の区域が合わさった量だったような気がするんですね、今までの報告が。そうするとこの承認に基づく10キロと採捕報告のキロ数という関係が、どう考えたらいいのかなっていうのをちょっとお聞きしたかったんですけど。

水) 小川 GL 水産課から補足をさせていただきます。水産課の方でも特別採捕許可を出しておりまして、この採捕区域の書き方がこの多摩川の上流云々のうち、神奈川県管理区域という形で許可を出しております。

神奈川県の特採につきましては神奈川県の管轄する中で採捕したものを報告してもらうという形になりますので、この調査計画書についている図面では生物の採捕地域がポイントで打ってあるので、要はこの点で調査したものは神奈川県側、この点で調査したものは東京都側ということをご承知の上で採るでしょうから、特別採捕については少なくとも神奈川県の区域で採ったものが出てくると。その採捕重量にこの委員会指示の

承認の数量が合せてあるということを考えますと、この10キロというのは、当然、神奈川県内の方で捕られたものと、神奈川県の内水面漁場管理委員会の中での承認された数量が10キロというふうに考えれば良いと思います。以上です。

- 安藤委員 そうすると調査の全ポイントの量ではないということですね。
- 水) 小川 GL そうではないです。
- 安藤委員 神奈川県側だけ。わかりました。
- 議長 他に何か御質問、御意見ございますか。
- 津谷委員 川崎河川漁業協同組合もおそらく、同じことについて関心を持っていると思うんですけど、ここからは承認申請とかはないんですか。
- 事) 角田代理 川崎河川漁業協同組合もしじみの漁獲量については関心があるとのことですが、今回の調査には関係はしてないということです。あくまでもこの調査は大田漁協が計画をして、発注した調査にかかるものということになります。
- 津谷委員 川崎河川漁協も同じような調査はするのでしょうか。
- 事) 角田代理 今のところそういう予定があるということは聞いておりません。
- 津谷委員 共同の場所であるということになるので、同時に調査結果を利用しないともったいないかなと思います。
- 事) 角田代理 確かにおっしゃるとおりとは思いますが、川崎河川漁協も同意書を発行していますので、やるということは承知していますが、何か一緒に取り組むということは今のところはないようでございます。
- 津谷委員 分かりました。
- 議長 よろしいですか。
- 他に何かございますか。
- 安藤委員 今の津谷委員と同じ質問ですけど、この調査の計画を見ると、大体計算すると相当、金のかかる調査なんですね。多分、少なくとも数百万かかる調査ですけど、それでしじみ採捕は同じ条件で、両方の組合が捕っている。けれども、今度、大田漁協だけがこの数百万のお金をかけて調査するというところも、質問というより、背景を何か御存知でしたら、教えていただきたいなと思ったんですけど。なぜ、大田漁協だけがこんなにお金かけてまで調査しようとして、川崎河川漁協には応分の負担は求めてないわけですよ。その事情がもしわかればちょっと教えていただけるとありがたいなと思ったんですけど。
- 事) 角田代理 ちょっと詳しいところは分からないのですが、去年調査をやろうと

思ったのですが、秋口の天候不順があつて駄目になり、また今回ということですが、昨年、東京都の水産課に確認したところによりますと、今の漁業権の時期にこれが入って、当時は多摩川で100トンを超えるような漁獲もあつたのですが、最近めっきり減ってしまったということで、どうしようかということ、東京都も思っていたところですが、ただ今回の調査をやるにあたり、大田漁協から東京都に事前の相談がなく、都の研究所にも何かアドバイスをするという関係が全くない中で東京都に対する採捕申請が上がってきたということだそうです。その状態は今年も変わってないようですが、今度、漁業権の書き換えも近づいてきたところもあるので、大田漁協としてはこれから考えようかなというような思いがあつて始めたのではないかということで、東京都もあまり詳しい情報は持ってないというような話がございました。

安藤委員
議長

わかりました。

以前、統計資料を出した時も川崎側はほとんど不明ですよ。東京側しか数字が出てなかったですね、そういう実態上の関係もあるのかと思います。

他に何かございますか。

安藤委員

承認の内容ですが、8月にこの指示を1年更新すれば、承認の期間も自動的に延長するという書き方をしてありますが、この委員会指示は、期間の更新で、一年一年新たな委員会指示をするという考えですか。委員会指示を新たにまた今年度もすれば、その自動的にこの承認期間を延長できるってことで、いいのかどうかだけ、あんまり見たことがないので確認したい。

事) 角田代理

今現在の委員会指示は、8月31日までが有効期限ですので、委員会指示の終了をもって指示は終わってしまいます。ですので、この委員会指示の発動がなければ、自由にしじみが採捕できるという状態になってしまうわけです。来月の委員会で、同じ指示内容で更新していただきたいということで、また来月、協議いただく予定にしています。そうしますと、また新たな禁止区域が9月1日から始まるわけですけども、その場合にまた新しい禁止がスタートしたとしても日本作品研究所は、また新たに申請をし直す必要はなくて、もし委員会指示が継続されれば、自動的に承認も更新されますというそういう流れになります。

安藤委員

こういう形というのは、法律上、ありということによろしいのでしょうか。

事) 角田代理

1年単位で委員会指示が切れるものですので、相手側が考えている採捕の期間とぴったり合わないものですので、その方便としてこういうやり方を当

委員会では長く採ってきているということでございます

安藤委員 ずっとこういうやり方を。わかりました。事務上は当然そうだと思うんですけど、そういうのは形式的に良いのかどうかと思ったものです。ありがとうございました。

議長 よろしいですか。
他にございますか。
他にないようでしたら、16ページの案のとおり承認をするということに決定してよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのように決定いたします。
次に、報告事項(1)の「令和3年のアユの漁況について」ですが、資料内容等について、事務局、水産課から補足はありますか。
ないということですので、資料2-1に各漁協別にアユの漁況が一覧されております。本日出席されている委員の方から少し補足なりをしていただくとありがたいと思います。
まず、萩原委員からお願いできますか。

萩原委員 こちらの表に書いてございます通り、解禁日の人出は令和元年度から比べますと遊漁者は75%の減少ということがございますけども、相模川及び中津川においては河川入口の封鎖がございまして、河川の中に車が止められないと。ですから、おとり釣りをする場合には、やはり車で河川敷を移動するというのが常ですが、そういう中では、釣れない状況、河川内での移動ができない状況ということで、この遊漁者が相当減ったのではないかなというふうに思います。
次に釣果の状況ですけれども、釣果が多かったのは、前回の委員会でも報告いたしましたが、中流部、座架依橋から下流でございまして、この区間はコロガシ区間で、非常に遊漁者も多く、大きめの魚が数多く釣れたということがございました。中津川につきましては、釣り人は少ない及び平年並みと書いてございますけども、この中津川につきましては、上流にダムがあり、ダムから放流しておりますので、水温が相模川本流に比べて低いという状況もかなり影響しているのかなというふうに思います。
漁法でございまして、区域としては、友釣り及びコロガシ区域というのが半々ぐらいの割合になっているわけですが、友釣りににつきましては、釣果はあまり良くございませんでした。コロガシにつきましては、先ほど申し上げたとおり、座架依橋から下流のエリアで、数量30尾と書いてご

ございますけども、非常に釣果は良かったようです。

それから今後の見通しでございますけれども、天然遡上につきましては、220万尾が寒川取水堰で遡上しているという報告がございました。天気が7月以降安定して水温も上昇すれば人工産も良くなっていくというふうに思います。それから、今後放流していく海産によって相乗効果が生まれると思います。

最後に放流の状況でございますけれども、すでに実績として、6,520kg、義務放流量11トンに対して約59%。今後の予定でございますけれども、海産を主に5,000kg、これは45%でございますけども、今後放流するということになっております。以上です。

議長

ありがとうございます。何か御質問ございますか。

よろしいですか。

次に、篠本委員、お願いします。

篠本委員

酒匂川については、ここに書かれてあるところがメインですけども、酒匂川自体の特性として、天気の良い日でも砂が流れている川なので、漁場環境というのはなかなか安定していないというのがまず背景にあります。

また、ここにある釣果等を見ますと、特筆すべき数値でドブ釣りで100尾と出ていますけども、漁場の内容が限られてしまうと、その下に書いてあるように、去年より天然遡上が3倍ぐらい上回っていて、いい傾向だとは思いますが、上がってくる魚が多い割に、その魚たちが満遍なく広がるといったことはなく、住み良いところに集まってしまうと密度が上がると。そういうところに入った釣り人は特異的にたくさん釣れてしまうということなので、押しなべてこんなにいるわけあり得ない。またこの様な状況は毎年見られます。

あと放流の状況ですけども、ここに人工産で実績と予定が書いてありますが、この中身は、半分が人工産でも海産系、半分が人工産でも湖産系となっています。両方、海産系と湖産系がいますということをお伝えします。以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、続きまして細川委員お願いします。

細川委員

早川は今年、雨が少ないから、水がちょろちょろ程度で、遡上もなかなかままならなかったようですが、5月の連休過ぎに少し雨が降って、上ってきたのかなと思います。ただ、水が少ないために大涌谷の用水がやっぱり濃く流れて、前ほど濃くありませんが、毎日のようにうっすら濁っている状態で

す。またアユを内水面漁連から買って、上流に放しました。上流といっても、ほぼメインとして釣れるところが4キロ、その中の上流2キロに放したのですけども、ほぼほぼ育っていない。下流2キロの天然遡上が上がるようなところは、結構、17、8センチのいいのが多く釣れましたけれども、上流部は毛針釣りでも魚はいるんですけども、釣れなかったということです。

ここにあるように、毛針釣りとか友釣りで数が多い人は、下流部の海が見えるようなところで釣っていてたくさん釣れた。上流部は1匹、2匹っていう人が多々いらっしゃいました。

芦之湖さんとちょっと話したのですが、芦ノ湖の水も少なくなってきたという話で、やっと今染み出た水がまだ平常より3分の2ぐらいと少ないので、これから増水になってどのくらい成長するかを見てみたいです。

また、一昨年台風19号による河川被害、護岸被害が多く、今年はあちこちで工事があり、泥が少しずつ流れていて、成長が悪いのかもしれないということです。終わります。以上です。

議長

他に何か情報ございますか。

ないようでしたら、この議題についてはこれで終了いたします。

委員一同

(了 承)

議長

続いて、報告事項の(2)の公報掲載の件ですが、これは5月の委員会で決定された内容の公報掲載ということですので、了承ということでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

以上で用意した議題は終わりましたが、その他として何か委員の皆さん方から意見等ありましたら、よろしいですか。

それでは、水産課、事務局から何かありますか。

ないということですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。